

今月の 神楽 NEWS

12月6日(土)、大阪府堺市のフェニーチェ堺にて「2025大阪・関西万博開催記念 ひろしま神楽関西公演in堺」を開催。約1,200人の観客が来場し、1部・2部ともに会場は熱気で包まれました。舞台には、安芸高田市、北広島町、安芸太田町の神楽団が出演。勇壮で迫力ある華やかな舞を披露し、広島神楽の魅力を存分に伝えました。さらに特別出演として、地元・堺市の堺太鼓が登場。力強い演奏が会場を大いに沸かせ、広島と堺、それぞれの伝統文化が響き合うひとときとなりました。

また、同時開催した「ふるさと物産展」には三原市も出店。各市町の特産品を求めて多くの来場者でにぎわいました。神楽衣装の展示や試着体験も人気を集め、実際に袖を通した来場者からは『神楽衣装がこんなに重いとは思わなかった』と驚きの声が聞かれました。県外でも、神楽文化への関心と人気の高まりを実感できる一日となりました。



きらびやかな神楽衣装を身にまとい、記念撮影を楽しむ方でにぎわいました。



力強い舞で会場を沸かせた原田神楽団。

12月6日(土) 団フェニーチェ堺大ホール
出演:原田神楽団 演目:大江山(第1部)、八岐大蛇(第2部)

当日の様子は
こちら



問商工観光課 観光係 ☎・お太助フォン 47-4024

世界に誇る安芸高田の宝、「神楽」の最新トピックをお届け!

思いを引き継ぐバトンタッチ “事業承継”

第7回 “継ぎたい人”は育てられる?

「やってみたい気持ちはあるけど、自分にできるのかな」——市外から移住してきた若者がそう話してくれました。事業を継ぐには経験や知識が必要ですが、それは必ずしも“最初からそろっていなければならぬもの”ではありません。育て、支え、つないでいくことで、後継者は少しづつ形になっていきます。

実際に、修理業を営むご主人の下で、地元の若者が丁寧に学びながら仕事を覚えている例があります。最初は右も左も分からなかった彼も、いま



地域おこし協力隊
岡本 康太郎

では常連さんから名前で呼ばれるほどに。地域に人が根付くには「挑戦できる場」と「迎える側の姿勢」が欠かせません。

安芸高田市商工会では、事業承継に関するヒアリングや事例紹介、専門機関への橋渡しを行っています。また、地域おこし協力隊の私も、日々事業者さんと接しながら“つなぎ役”として動いています。まずは気軽に声を掛けてみてください。「継ぎたい人」は、地域と一緒に育てていけるのです。

問商工観光課 商工係 ☎・お太助フォン 47-4024

2025年分 住民税(市県民税)申告相談

相談期間

2月16日(月)~3月13日(金)



2026年1月1日時点で、本市に住民票があり、申告が必要な方は最寄りの相談会場で2025年中の収入などを申告してください(期間中は「確定申告」の相談も受け付けます)。※郵送での申告も可能です。

申告が必要な方

- 農業、商工業、不動産などの収入があった方
- 給与以外の収入(農業、年金など)があった方
- 年金以外の収入(農業、不動産など)があった方
- 医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける方
- 国民健康保険に加入している方

・収入が無い場合でも必ず申告してください。申告しない場合、国民健康保険税の軽減措置が行われないなど、不利益を受けることがあります。
・確定申告用の納税証明書が必要な方は、税務課、または各支所窓口係で申請してください。

申告に必要なもの

- 所得税の還付を受ける場合は、申告する方の口座情報が分かるもの(預金通帳など)
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- 本人および扶養になる方の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- 利用者識別番号が分かるもの(利用者識別番号取得者のみ)
- 2025年の収入に関する書類、および所得控除に関する書類

- 【収入関係】
- 給与の源泉徴収票
 - 公的年金の源泉徴収票
 - 農業収支内訳書および収入、支出の金額などが分かるもの(領収書、預金通帳など)
 - 生命保険などが満期で一時金収入がある場合は、保険会社が発行した証明書

- 【控除関係】
- 生命、地震保険料の支払証明書
 - 社会保険料などの支払証明書または領収書
 - 医療費控除の明細書(人ごと、病院ごとで集計したもの)
 - 障害者手帳(証明書)
 - 寄附先が発行した領収書、控除証明書など

「農業収支」、「医療費」を事前に集計していない場合は、
申告を受け付けることができません。



特殊な申告は税務署へ(18ページ参照)

下記の申告は税務署へ相談してください(税務署で所得税の確定申告をする方は市への申告は不要です)。

- 2024年分以前の申告
- 青色申告
- 住宅の新築等で住宅借入金等特別控除の適用が1年目の申告
- 外国税額控除の申告
- 相続または贈与税に係る申告
- 災害に係る雑損控除の申告
- 肉用牛に係る申告
- 謲渡所得などの分離課税の申告(給与や年金、農業などの総合課税の所得とは分離して税額を計算するもの)
(例)土地、建物の売却所得があるもの／山林所得があるもの／株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの

問税務課 市民税係 ☎・お太助フォン 42-5614 ☎42-2130